

■議案第15号 こうち人づくり広域連合規約の一部変更について

【要旨】

平成24年10月「こうち人づくり広域連合広域計画」が改定されたことに伴い、当該広域連合の処理する事務等に変更が生じることとなったことから、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、「こうち人づくり広域連合規約」を変更する必要があるため、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

【変更の内容】

「こうち人づくり広域連合広域計画」については、第1次、第2次と順次実施し、第3次広域計画では平成25年度から29年度までの5年間を計画期間とし、より発展的な視点から事業体系などについて全面的な見直しを行っています。新たなミッションとして「自ら学び、考え、地域とともに未来を切り拓く熱い人づくり」を掲げ、地方分権改革の本格的な流れの中で、市町村職員に求められる「政策力、地域力、住民協働力」をキーワードとして、事業体系を「研修事業」「研修支援事業」「人材交流事業」「政策研究事業」の4つに再編し、それぞれの事業目的や実施方針を定めています。

この広域計画の改定に伴い、広域連合規約中の広域連合の処理する事務等について事業体系に沿った変更を行うものです。

【こうち人づくり広域連合規約新旧対照表】

改正後	改正前
(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、構成市町村の職員等の研修、 <u>研修支援、人材交流及び政策研究</u> に関する事務(構成市町村が自ら行うものを除く。)を処理する。	(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、構成市町村の職員等の研修、 <u>人材交流、人材確保及び調査研究</u> に関する事務(構成市町村が自ら行うものを除く。)を処理する。
(広域連合の作成する広域計画の項目) 第5条 広域連合の作成する広域計画には、次に掲げる項目について記載するものとする。 (1) (略) (2) <u>研修支援事業に関すること。</u> (3) <u>人材交流事業に関すること。</u> (4) <u>政策研究事業に関すること。</u> (5) (略) (6) (略)	(広域連合の作成する広域計画の項目) 第5条 広域連合の作成する広域計画には、次に掲げる項目について記載するものとする。 (1) (略) (2) <u>人材交流事業に関すること。</u> (3) <u>人材確保事業に関すること。</u> (4) <u>調査研究事業に関すること。</u> (5) (略) (6) (略)